

消費生活相談実施要綱

(総則)

第1条 消費生活センター条例第3条に規定する消費生活相談（以下単に「消費生活相談」という。）の実施については、この要綱の定めるところによる。

(対象)

第2条 消費生活相談は、本市に在住する消費者を対象に行うものとする。

(相談の方法)

第3条 消費生活相談は、来所、電話又は文書により行うものとする。

(相談の処理)

第4条 消費生活センターの職員は、消費生活相談があったときは、独立行政法人国民生活センターが定める消費生活相談カードにより処理するものとする。

2 消費生活センター所長は、相談内容により特に商品の検査等を必要とする
と認められるものについては、当該商品を買上げ、適当な検査機関に検査
等を依頼するものとする。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。